

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目①

<p>評価項目名</p>	<p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか                  (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか                  ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p><b>A) 品質ポリシー及び品質マニュアル</b>                  ・品質ポリシーの策定・公表（2014年4月）                  ・品質マニュアルの策定・公表（2014年8月）、改訂（2015年6月、2016年7月、2022年7月）</p> <p><b>B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書</b>                  品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。                  ・「特許・実用新案審査基準」（審査の基本的な考え方を示した文書）                  ・「特許・実用新案審査ハンドブック」（審査業務に当たり必要となる事項等を示した文書）                  ・「PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック」（質の高い国際調査及び国際予備審査を実現するための文書）                  ・「面接ガイドライン【特許審査編】」（面接・電話対応の具体的手順を示す文書）</p> <p><b>C) 検索インデックスの付与のための文書</b>                  受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与するため、FI及びFタームについては、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「Fタームリスト」、「Fターム解説」を作成している。これらの文書は技術・出願動向や使用状況、国際的動向等を踏まえ適宜メンテナンスを実施している。</p> <p><b>D) 文書の管理</b>                  品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等については、随時利用可能に提供し、必要な見直し・改訂を行う等、適切に管理している。                  &lt;審査基準・審査ハンドブック&gt;                  ・（2024年5月改訂）特許出願非公開制度の運用開始に伴う改訂                  ・（2024年6月改訂）審査ハンドブックに「原出願が審判係属中の分割出願に対する審査の中止」の項目を追加                  &lt;PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック&gt;                  ・（2024年7月改訂）PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインへの参照箇所の追記</p> <p><b>E) 文書の一覧表</b>                  「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）</p>
<p>資料の所在</p>	<p>○品質ポリシー（上記A関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html</a></p> <p>○品質マニュアル（上記A関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</a></p> <p>○特許・実用新案審査基準（上記B関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html</a></p> <p>○PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（上記B関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/guideline_pct.html">https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/guideline_pct.html</a></p>

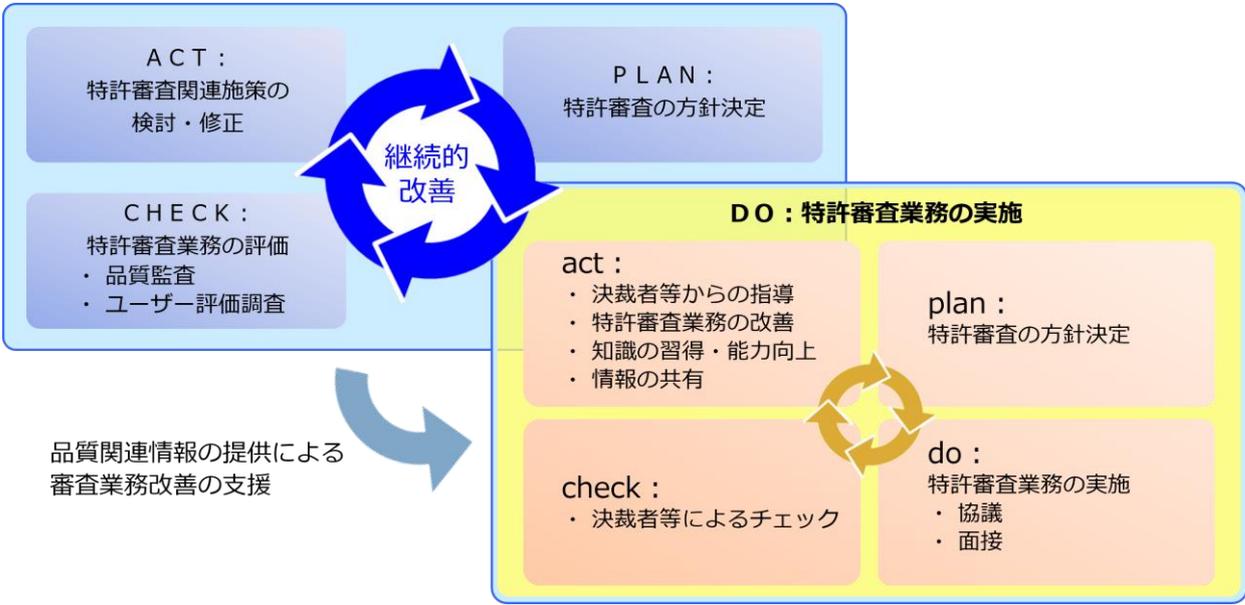
## 各評価項目についての特許審査の実績・現況等

## 評価項目①

○特許・実用新案審査ハンドブック（上記 B 関連） <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html</a>
○面接ガイドライン【特許審査編】（上記 B 関連） <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html</a>
○PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック（上記 B 関連） <a href="https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html">https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_handbook.html</a>
○FI 分類表、FI ハンドブック、F タームリスト、F ターム解説（上記 C 関連） 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) <a href="https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p1101">https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p1101</a>
○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） <a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html</a>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目②

<p>評価項目名</p>	<p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか                  (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか                  ② 審査及び品質管理のための手続の明確性</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p><b>A) 審査の進め方</b>                  特許審査官が特許審査を行う具体的な手続を「特許・実用新案審査基準」において定めている（「第I部審査総論」等）。</p> <p><b>B) 品質管理</b>                  品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。</p>  <p style="text-align: center;">特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図</p>
<p>資料の所在</p>	<p>○特許・実用新案審査基準 第I部審査総論（上記A 関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html">https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html</a></p> <p>○品質マニュアル（上記B 関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</a></p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目③

<p>評価項目名</p>	<p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか                  (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか  <b>③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知</b></p>																
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。                  ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>																
<p>実績又は現況</p>	<p><b>(制度ユーザーへの公表状況)</b>  <b>A) 品質ポリシー及び品質マニュアルの公表（日本語版及び英語版）</b>                  ・「品質ポリシー」の公表及び配布（2014年4月以降）                  ・「品質マニュアル」の公表（2014年8月）及び改訂（2015年6月、2016年7月、2022年7月）</p> <p><b>B) 「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介</b>                  ユーザーとの意見交換において、「品質ポリシー」等の品質に関する文書や品質管理の取組を紹介している。<b>（2024年度の意見交換の実績は評価項目①のBを参照）</b></p> <p><b>(職員に対する周知状況)</b>  <b>C) 庁内イントラネットにおける周知</b>                  庁内イントラネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を特許審査部門全体に周知している。</p> <p><b>D) 研修等における周知</b>  <b>&lt;研修、説明会&gt;</b>                  職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。内容は随時検討し、対象となる審査官の経験年数や役職等に応じて説明する内容を変更する等、充実・改善を図っている。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"><b>研修・説明会</b></td> <td style="width: 50%;"><b>受講対象者</b></td> </tr> <tr> <td>審査官補コース研修／任期付職員研修</td> <td>審査官補心得／審査官補</td> </tr> <tr> <td>審査官コース前期研修</td> <td>審査官補</td> </tr> <tr> <td>審査官コース後期研修（討論形式）</td> <td>審査官補</td> </tr> <tr> <td>マネジメント能力研修</td> <td>新たに上席審査官となった者</td> </tr> <tr> <td>応用能力研修2</td> <td>審査官経験3年以上の者</td> </tr> <tr> <td>新任管理職（決裁者）向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）</td> <td>新たに管理職となった者</td> </tr> <tr> <td>品質管理官向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）</td> <td>品質管理官</td> </tr> </table> <p>研修では、受講者全員を対象に、講義内容の理解度を確認し、今後の研修内容の改善に繋げることを目的とするアンケートを実施している。当該アンケートでは、4段階評価と自由記載を通じて、研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。</p>	<b>研修・説明会</b>	<b>受講対象者</b>	審査官補コース研修／任期付職員研修	審査官補心得／審査官補	審査官コース前期研修	審査官補	審査官コース後期研修（討論形式）	審査官補	マネジメント能力研修	新たに上席審査官となった者	応用能力研修2	審査官経験3年以上の者	新任管理職（決裁者）向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	新たに管理職となった者	品質管理官向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	品質管理官
<b>研修・説明会</b>	<b>受講対象者</b>																
審査官補コース研修／任期付職員研修	審査官補心得／審査官補																
審査官コース前期研修	審査官補																
審査官コース後期研修（討論形式）	審査官補																
マネジメント能力研修	新たに上席審査官となった者																
応用能力研修2	審査官経験3年以上の者																
新任管理職（決裁者）向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	新たに管理職となった者																
品質管理官向け説明会 （年度途中は人事異動に合わせて随時開催）	品質管理官																

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目③

	<p>&lt;品質テスト&gt;</p> <p>「品質ポリシー」に掲げられる審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の定着、向上に役立てるべく、全審査官を対象に e-ラーニング形式で「品質テスト」を毎年実施している。2024 年度は 10/23~11/15 の期間で実施し、全員が受講を完了した。</p> <p>品質テストでは、知識の着実な定着を図るべく、全ての設問中に関連資料等へのリンクを設けて、資料の参照を促す構成としつつ、全問正答を修了要件としている。また、正答率の低い問題については全審査官を対象に改めて解説等を行い、さらに、今後の研修等にも活用すべく、各設問の正答率等の情報を関連部署に共有している。</p>
資料の所在	<p>○品質ポリシー（日・英）（上記 A 関連）</p> <p><a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/shinsa_policy.html</a></p> <p><a href="https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/policies.html">https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/policies.html</a></p>
	<p>○品質マニュアル（日・英）（上記 A 関連）</p> <p><a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</a></p> <p><a href="https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html">https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/tokkyo_manual.html</a></p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

(特許庁の組織体制、審査の実施体制)

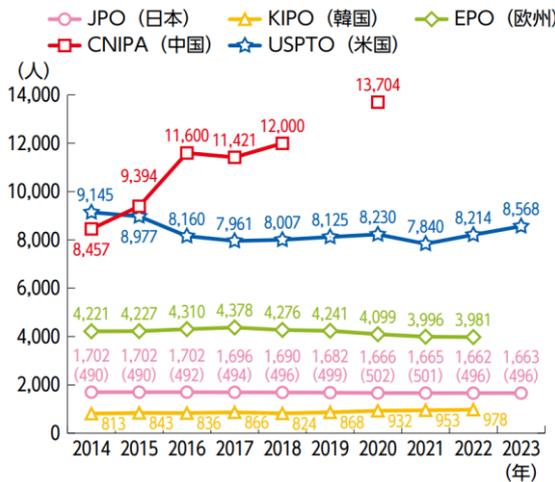
A) 特許庁の組織体制

特許審査部門は4つの部・38の特許審査室から構成されており、約130名の管理職が、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

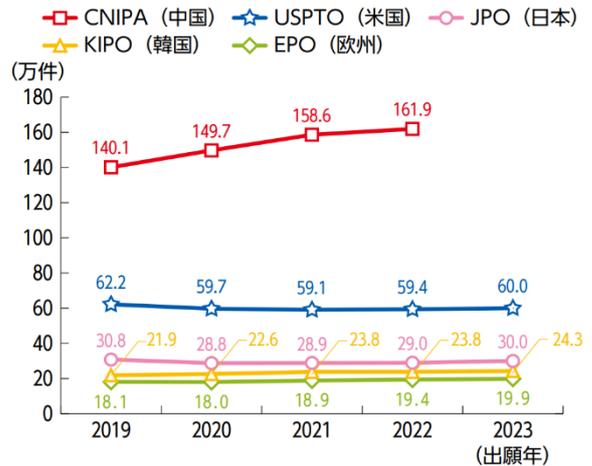
B) 審査官の人員配置

特許審査の実施体制の整備・強化を図るために、2024年度は、64名の恒常審査官と76名の任期付審査官を採用。昨年度と同程度の特許審査官数1669名を確保している。(推移については、図1を参照)

実績又は現況



【図1】五庁の特許審査官数の推移  
(日本のデータの括弧内は任期付審査官数)



【図2】五庁における特許出願件数の推移

C) 審査官の育成と評価

< 審査官の育成 >

審査官に昇任するためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等に関する所定の研修を受講し、試験等に合格する必要がある。審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識、⑥先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ等を習得する、各種研修の受講機会が設けられている。また、審査官の自己研鑽に資するよう、eラーニング教材でも提供している。

さらに、審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に役立てるべく、全審査官を対象に全問正答を修了要件とする「品質テスト」を毎年実施している。2024年度品質テストにおいては、2024年5月1日より開始した特許出願非公開制度に関する知識を問う設問や、品質管理に関する取組、ツールへの理解を深める設問等を出題した。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

< 審査官の評価 >

国家公務員の人事評価制度に従い、審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制ごとに定められた観点に基づいて能力評価が行われている。加えて半年に一回、審査の質の維持・向上に向けて努力すべく、所属する審査長単位(各審査室)の課室目標に沿った個人目標を設定し、その達成状況に基づいて業績評価が行われている。いずれの評価結果についても、必要に応じて審査官にフィードバックしている。

D) 先行技術文献調査事業の活用

先行技術文献調査事業では、登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。

1. 全件について、サーチ結果の審査官による評価及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック
2. 上記 1. の評価結果に基づく審査長等による当該機関との 4 か月ごとの協議
3. 登録調査機関の選定における、上記 1. の評価結果の考慮
4. 新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対する、OJT を利用した審査官による直接育成
5. 特許庁で作成した技術分野別のサーチガイドライン等の共有

< 検索外注の形態 >

本事業では、審査効率と、審査の質の維持・向上のため、登録調査機関の調査業務実施者が審査官に調査結果を報告する「対話型」検索外注の納品形態を、オンライン形式を基本として実施している。

また、テレワークとの親和性を高めるため、調査業務実施者による口頭での説明を不要とする形態で導入した「補充型」検索外注について、**2024 年度は発注件数の 20%を実施（2023 年度の 20%を維持）。**

加えて、登録調査機関からの包袋（検索結果等を含む書類一式）の送付について、**2023 年度末に全件電子送付を達成した。**さらに、検索外注の品質・効率のさらなる向上を目的として、登録調査機関の調査業務実施者から事前に本願発明の技術内容及び検索方針に関する説明を受けた審査官が適切な検索方向性を指示する「事前指示型」の検索外注を 2023 年度より試行的に導入し、**2024 年度も試行を継続している。**これに加え、登録調査機関へのヒアリング、調査業務実施者のサーチ結果の分析等を通じ、**検索業務効率化のための方策を検討する予定。**

< 外国語特許文献検索 >

近年の外国語特許文献割合の増加やその調査の重要性が高まる中で、**2024 年度は検索外注の計画件数約 12.6 万件のうち、以下の件数の外国語特許文献検索の発注を行う。**

	2024 年度計画	(参考) 2023 年度計画
計画件数	12.6 万件	14.2 万件
うち英語特許文献検索	8.5 万件 (計画件数の約 68%)	7.5 万件 (同 約 53%)
うち中韓特許文献検索	2.3 万件 (計画件数の約 19%)	1.2 万件 (同 約 8%)
うち独語特許文献検索	7.3 千件 (計画件数の約 6%)	2.0 千件 (同 約 1%)

また、外国語特許文献検索のリソースを適切に配分すべく、AI 等を活用しつつ、外国語特許文献検索の有効性の高い案件についての検討も行っている。

## 各評価項目についての特許審査の実績・現況等

## 評価項目④

## (世界最高水準の審査実施体制の達成状況)

## E) 先端技術への対応

世界最速・最高品質の特許審査の実現のためには、審査実務能力の向上が必須であり、最新の技術知識を習得し、継続して更新していくことが必要である。審査官は学会や展示会等への参加、特許出願技術動向調査、企業との意見交換等を通じて最新の動向を把握するよう努めている。

## &lt;学会等への参加&gt;

審査官の最新の技術知識の習得を図るべく、国内外の学会やセミナーへ積極的に参加している。2024年4月~12月には142個の学会・セミナーに延べ431人の審査官が参加（昨年同期は122個の学会・セミナーに延べ336人の審査官が参加）。下半期にかけては、外部講師による技術研修も複数回実施する予定。

## &lt;AI関連発明への対応&gt;

先端技術に関する効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI関連発明については、AI担当官（AI技術・審査に知見を有する特許審査官）から構成されるAI審査支援チームが担当技術分野を超えて連携し、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を行っている。さらに、AI担当官は、AI関連発明に関する審査の“ハブ”として、各審査部の知見を集約し、AI審査支援チーム外の審査官からの相談に応じるだけでなく、審査官向けの研修を実施することで、効率的かつ高品質な審査の実現に向けた支援を行っている。AI担当官を全ての審査室に原則1名ずつ配置するために、AI担当官を13名から39名に増員した（2023年10月）ことにより、AI関連発明を審査する審査官とAI担当官との協議が活発化しており、AI関連発明の審査の質の向上が図られている。

また、2024年4月1日には、AI関連技術について研修・助言を行うAIアドバイザー（外部有識者）を設置した。AIアドバイザーによる庁内向けの技術研修を行っており、最新のAI関連技術に関して審査官の知見向上を図っている。また、AIアドバイザーとAI担当官との意見交換も実施しており、日頃の審査における疑問点等について意見交換を行っている。

第17回審査基準専門委員会ワーキンググループ（2023年12月開催）において審議された、AI関連技術に関する新規の仮想事例（生成AIやMIに関する事例を含む10事例）が、「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加・公表された（2024年3月）。審査事例の国内外への情報発信を行っている。

## &lt;特許出願技術動向調査&gt;

最新の技術動向に関する情報の収集のために、2024年度は、今後の進展が予想される下記5つの技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。調査結果は審査にも活用される。

- ・ペロブスカイト太陽電池関連技術
- ・偏光板関連技術
- ・可燃性冷媒を用いたシステム（漏洩対策、圧縮機の制御等）
- ・mRNA医薬
- ・メタバース時代に向けた音声・音楽処理

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目④

F) 中長期目標と、世界最高水準の審査実施体制の達成状況

特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2014 年に 10 年目標（政府目標）として以下の 2 項目を設定し、2023 年度にこれを達成した。

- ① 特許の「権利化までの期間※」（標準審査期間）を「平均 14 か月以内」 2023 年度：13.8 か月
- ② 一次審査通知（FA）までの期間を「平均 10 か月以内」 2023 年度：9.4 か月

※出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

また、権利化までの平均期間は世界最高水準を維持（図 3）。

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JPO(日本)	10.1か月	14.9か月
USPTO(米国)	16.4か月	25.8か月
EPO(欧州)	14.3か月	24.3か月
CNIPA(中国)	13.0か月	16.5か月
KIPO(韓国)	14.3か月	18.4か月

【図 3】五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2022 年平均）

さらに、審査着手時期のばらつきを抑え、着実な審査業務管理を行うため、2024 年 4 月に、審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行うことで、適切な案件配分となるよう調整を行った。革新的な技術や代替技術が次々と生まれ、出願動向が大きく変化している中においても、審査着手時期を平準化できるような柔軟な審査体制を構築している。

また、世界最高水準の審査実施体制とすべく、2024 年度は生成 AI 検討チームを発足し、審査業務における生成 AI の利用可能性を検討している。

資料の  
所在

○人事評価ガイド《制度全般編》（内閣人事局・人事院）（上記 C 関連）

[https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0504\\_seido\\_zenpan.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/r0504_seido_zenpan.pdf)

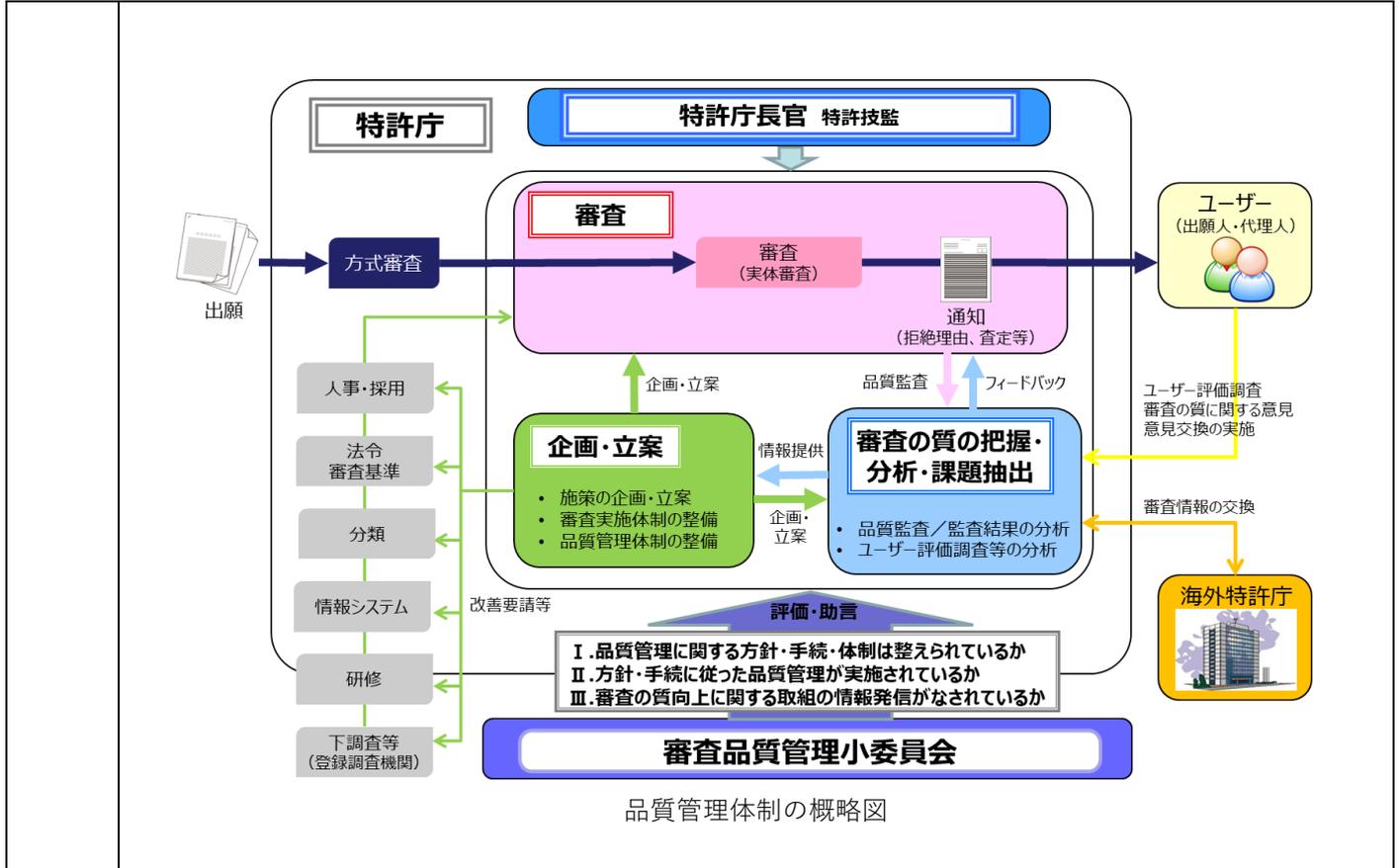
各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑤

<p>評価項目名</p>	<p>1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか                  (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか  <b>⑤ 品質管理体制</b></p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p><b>(特許庁の品質管理体制)</b></p> <p><b>A) 責任者としての長官・特許技監</b>                  審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官と特許技監が責任者となっている。</p> <p><b>B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位</b>                  各審査部の部長及び各審査部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が特許審査を行っている。</p> <p><b>C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質管理室</b>                  品質管理室は、特許審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。                  ・ 審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、審判情報の活用等）の企画・立案                  ・ 品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案                  ・ 品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集等）                  品質管理室職員 5 名、調査員 40 名の体制で、分析・評価をサポートするための各種ツールを内製し、効率的・効果的な分析を行っている。<b>品質管理体制のさらなる充実化のため、今年度、調査員を新たに 4 名増員し、40 名の体制とした。</b>  <b>2024 年度は、品質監査等の品質管理業務における生成 AI の利用可能性について検討。</b></p> <p><b>D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会</b>                  品質管理庁内委員会は、審査長等の管理職から選ばれた委員長と、各審査部 3 名の委員の合計 13 名から構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から以下の業務を行っている。                  ・ 品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価                  ・ 上記分析・評価により明確化された課題の報告                  ・ 品質監査に関するデータや分析結果の各審査部・各審査長単位へのフィードバック                  ・ 調整課品質管理室が企画・立案する各種施策に対しての助言</p> <p><b>E) 審査の質の管理を行う品質管理官</b>                  品質管理官（総括担当、技術単位担当）は、担当する技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者又は審査官から選任され、審査の質の管理のため、それぞれ以下の業務を行っている。                  ①品質管理官（総括担当）4 名：各審査部内の案件を横断的に担当し、フルタイムで拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした品質監査を行う。効率的な監査の実施のため、調査員のうち、特に審査実務に関し高度な知見を有する 20 名を監査業務の補助に割り当てている。                  ②品質管理官（技術単位担当）92 名：より専門的に各技術単位の案件を担当し、審査業務を含む全業務のうち約 30%を品質管理官としての業務に充て、サーチも含めた品質監査を行う。                  個別案件にかかる品質監査の結果は、各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバックしている。また、品質管理官業務におけるテレワーク体制を整備し、未公開案件に関する業務を除き、テレワークが可能となっている。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑤



各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

<p>評価項目名</p>	<p>II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか                  (1) 品質管理が適切に実施されているか  <b>⑥ 品質向上のための取組</b></p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p>特許庁では、翌年度に実施をするべき特許審査の取組を年度末に計画し、上半期末にその実施状況をレビューして課題を明らかにするとともに取組の修正を行っている。そして、年度末には最終的な達成状況を評価し、評価結果は翌年度の取組の策定に活用している。</p> <p>以下、2024年度に計画し、実施している特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。</p> <p><b>A) 決裁</b></p> <p>決裁者は、審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っており、決裁におけるチェック手順はガイドラインとして内部文書に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決裁者は、決裁時において起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差戻しを行い、再起案させるとともに指導を行っている。</li> <li>・品質管理室は、新たに決裁を行う新任管理職等を対象として、決裁時に留意すべきポイントについての説明会を実施している。（評価項目③のDを参照）</li> </ul> <p><b>B) 決裁前のチェック</b></p> <p>決裁者の決裁を補完するため、以下のような決裁前のチェックを各審査部・審査室において実施し、質の保証を図っている。</p> <p>①技術情報管理官によるチェック</p> <p>特許査定、国際調査及び国際予備審査における起案書の全件について、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、起案書に記載されたサーチ範囲、付与分類の妥当性及び形式的不備のチェックを行っている。</p> <p>②グループ長によるチェック</p> <p>拒絶理由については、必要に応じてグループ長が起案書に記載されたサーチ範囲や判断の妥当性、起案の明確性のチェックを行っている。</p> <p>③品質管理官（技術単位担当）によるチェック</p> <p>決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について、サーチ、判断の妥当性及び起案の明確性等について精査を行っている。さらに、チェック結果のフィードバックを通じて、サーチや判断を含む審査の質全般に関する情報提供が担当審査官に対してなされている。当該チェックにおいては、<b>2024年度も引き続き、前年度の品質監査の結果を踏まえ、特許査定のみならず、各審査長単位でサーチ結果に対する不備等を指摘される割合が比較的高かった起案種別を主な対象にチェックを実施する等、個々の課題に応じたきめ細かな形態とし、2024年4月~12月に1,746件実施した（昨年同期1,712件）。</b></p>

## 各評価項目についての特許審査の実績・現況等

## 評価項目⑥

## C) 審査官間の協議を通じた知識共有

判断基準や検索範囲が適切か否かを確認し、審査官相互の知識を共有するとともに、審査官間の判断の均質性を高めることを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。それぞれの協議により共有されたサーチノウハウ等については、FIハンドブックや庁内イントラネットを通じて組織的に情報の共有を図っている。

2024年度は、審査官同士の協議をより効果的なものとするに加え、審査官の自発的な協議をより推進するため、協議の工夫等を紹介するTips集を作成した。作成にあたっては審査官からの意見を公募する形とし、作成段階から審査官への意識付けを促した。

加えて、審査における各プロセスにおいて協議を実施する上でのポイントを整理する、他の審査室からの協議に積極的に協力する担当審査官を審査室毎に設けるなど、審査官同士の活発な議論・情報交換を促している。

かかる取組の結果、2024年4月~12月には、全体で21,592件の協議が実施された（去年同期18,126件）。うち、審査官が自発的に行った協議は15,537件である（去年同期14,405件）。

また、PCT出願等について全審査官が一定の件数の協議を行うことを義務付けるとともに、特定の案件等においても協議を必須としている。2024年度は主に以下の案件が対象。

- ・外国出願人を含む英語PCT出願（全件）
- ・日米協働調査試行プログラムの案件（全件）
- ・事業戦略対応まとめ審査の対象となる案件（全件）
- ・異動者・審査官新規昇任者が審査する案件（該当者が審査する案件のうち所定割合の案件）
- ・データ関連クレームを含む案件を特許査定する場合（全件）
- ・マテリアルズ・インフォマティクスに関する発明を特許査定する場合（特定の条件を満たす場合）
- ・3回目以降の拒絶理由を通知する案件（特定の条件を満たす場合）
- ・他室から移管・委託された案件（特定の条件を満たす場合）

## D) 検索インデックスの適切な付与

的確なサーチを行うため、登録調査機関等を活用し、受理した全出願に適切な検索インデックス（FI及びFターム）を付与している。審査官は、登録調査機関等が付与した検索インデックスをチェックし、必要に応じて改善すべき点をフィードバックする等、付与精度の維持に努めている。

また、外国文献への検索インデックスの付与、内国文献の再解析にはAI技術を活用しており、新手法の適用により更なる精度向上を図っている。

## E) サーチスタイルの変革

新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野ごとにサーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有している。また、協議等で得られた共有すべきノウハウは適宜庁内イントラネットに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図っている。

また、世界の文献数が増加する中、サーチ品質を維持するためには、サーチスタイルの変革が急務であることから、AIを活用した検索機能（概念検索、類似度順ソート、構成要素検索）を有するサーチツールの活用・精度向上等を通じ、効率的なサーチスタイルの確立を図っている。2024年度は、効率的なサーチスタイルの深化・浸透を図るべく、技術分野毎にサーチ研究（共通案件のサーチを行い各自のサーチ

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

結果・手法等について議論)を実施するとともに、サーチに関する統計情報の提供、サーチツールの研修動画の提供、等を行っている。

**F) 外国特許文献サーチ等の拡充**

管理職が選定した技術分野においては、特許査定をする前に少なくとも1度は外国特許文献調査を行う取組を行っている。

外国特許文献については、審査官が利用する検索システムにおいて、米国、欧州及びWIPOの英語特許文献、中韓の特許文献について、日本語機械翻訳文を蓄積し、日本語での検索及びスクリーニングを可能としている。また、米国、欧州、WIPO、独国、中国及び韓国の日本語機械翻訳文に基づいて、AIを活用して機械的に分類等を付与し、外国特許文献調査において利用可能としている。さらに、検索外注においても、外国特許文献検索の割合を増加させる等、外国特許文献調査を着実に実施している(評価項目④のDを参照)。

非特許文献については、2つの庁内DBのほか、一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な約10の検索系・約30の文献取得系・2つの辞書系の商用DBで検索可能としている。

**G) 拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組**

分かりやすく統一された記載様式に沿った拒絶理由通知書等を発送するために、「拒絶理由通知書等の記載様式の要点」を定め、審査官に周知するとともに外部に公表している。また、2021年2月にとりまとめられた基本問題小委員会報告書において、起案のイノベーション(分かりやすい起案形式の整備等)を進めるべきことが示されたことを受け、2023年度よりユーザー・審査官からの意見聴取等を行いながら、分かりやすい起案形式の検討を行っており、2024年度も引き続き検討を進めている。

審査官が自身の起案の瑕疵等を発見、修正を行うことを可能とするために、特許審査、国際調査それぞれにおいて、拒絶理由通知等の記載様式に従っていない記載や形式的な瑕疵等を検出する起案支援ツールを提供するとともに、審査官に当該ツールの使用徹底を周知している。

**H) 面接・電話対応の充実**

出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めている。ユーザーとの定期的な意見交換等の場において積極的に面接審査の利用を促すとともに、対面での面接審査が実施しにくい状況においては「オンライン面接」も推奨している。併せて、出願人が使用する建物等に審査官が出張して行う「出張面接」も受け付けている。工場見学も併せて実施することにより、技術への理解を深めている。

電話対応としては、審査官がテレワーク中であっても即時にユーザーに電話連絡できるようにするための手段の確立や運用整理を行っている。そして、テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について紹介するリーフレット「DX時代における特許審査官とのコミュニケーション」を公表する等、審査官とのコミュニケーションのハードルを下げることを目指している。

2024年4月~12月の面接・電話対応等の実績は以下の通り。

①面接審査

1,643件(昨年同期1,607件)

うち出張面接、オンライン面接審査

817件(昨年同期876件)

②電話等による対応(対応記録作成件数)

15,092件(昨年同期15,275件)

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

また、面接・電話対応の改善・充実化を目的として、面接・電話対応についてのユーザーアンケートを試行的に実施した（試行期間：2024 年 1 月～6 月）。具体的には、面接・電話対応終了後に、対応したユーザーにアンケートを依頼し、面接・電話対応の満足度について「1」～「5」の 5 段階の評価を聴取した。結果は以下の通りであった。（「5」：高評価 ⇄ 「1」：低評価）

「5」：3,531 件（90.0%）

「4」：329 件（8.4%）

「3」：42 件（1.1%）

「2」：9 件（0.2%）

「1」：14 件（0.4%）

個々のアンケート結果については審査室・審査官へフィードバックを実施するとともに、アンケートで得られた意見等を今後の品質向上施策の検討に活用している。

<特許庁が達成すべき目標について>（2023 年度の審査の質に関する目標）

- ・“コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 65%以上」とする。”と定められている。

⇒目標を達成。今年度の「審査の質についてのユーザー評価調査」（評価項目⑦の B 参照）において、コミュニケーションに関する評価は 78.1%であった。

- ・“出願人の求めに応じて、原則、100%面接を実施する。”と定められている。

⇒目標を達成。

1) 企業のニーズに合わせた支援

資金調達サイクル等、事業のスピードが早いスタートアップが戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、2018 年度から特許審査に関するスタートアップ支援策を実施している。2024 年度は、審査段階におけるスタートアップへのプッシュ型支援を本格的に開始。審査請求を行ったスタートアップに対して、面接審査や早期審査等の支援策をプッシュ型で紹介し、有益な情報提供を行っている。

また、知的財産を群として取得し活用する企業の事業戦略を支援するため、2013 年から複数の出願を対象として審査着手のスケジュールを調整しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査を実施している。2024 年 4 月～12 月で 18 事業（去年同期 19 事業）の申請がなされ、150 件（去年同期 224 件）の特許出願、27 件（去年同期 0 件）の意匠出願、3 件（去年同期 0 件）の商標出願が当該施策の対象となっている。

さらに、近畿地域の中堅・中小企業、スタートアップの知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長を地域の支援機関等とも連携をしながら後押しするため、2017 年 7 月に大阪に開設した INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）では、（1）知的財産に関する高度・専門的な支援、（2）高度検索用端末による産業財産権情報の提供、（3）出張面接審査・オンライン面接審査の場の提供といった多面的な支援を実施している。INPIT-KANSAI を活用した出張面接、オンライン面接審査を 2024 年 4 月～12 月で 49 件実施（去年同期 64 件）。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑥

	<p><b>J) 品質関連情報の審査官への提供</b></p> <p>各審査官の自主的な審査の質の把握、向上のための参考情報として、以下の品質関連情報を収集し、審査官に提供している。</p> <p>1. 審査に関する統計データ</p> <p>審査官単位の審査に関する各種統計データ（①即特許（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる）率、②拒絶理由（新規性、進歩性、記載不備等）ごとの拒絶理由通知率等）を審査官に提供している。各審査官は、審査の判断の均質性等を高める観点から、これを利用することができる。また、審査長等は、かかる統計データに基づき審査官を指導している。</p> <p>2024年度は、品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を支援するべく、取得可能なデータの種類を協議実施件数などの周辺情報にまで広げたツールを開発し、審査官への提供を行っている。さらに、視認性、操作性等の改善に向け開発を継続している。</p> <p>2. 審判に関する統計データ</p> <p>審判に関する各種統計データ（①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データを毎月1回、②拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを半期に1回、③特許異議申立制度に関する情報を毎月1回）を収集・分析して、審査長単位に提供している。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供するとともに指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握にこれを利用することができる。</p> <p>また、審査の質の維持・向上のため、審査と審判で結論が異なった事件を中心に、特許審査部門へのフィードバックを随時行っている。</p>
	<p><b>K) 海外知財庁審査官との連携・調和</b></p> <p>特許庁は、海外知財庁審査官との審査官協議を実施し、互いの先行技術文献調査の手法や審査実務等についての議論を通じて、信頼感を醸成し相互理解を深化させ、先行技術調査結果・審査結果の相互利用等の推進を図っている。審査室より、若手も含めた審査官が参加し、特定の技術分野において実案件を使用した協議を行っており、協議の知見共有や事例収集により国際的な審査の均質性向上に資することが期待される。</p> <p>2024年4月~12月において、5つの国・地域の知財庁（韓国、ドイツ、中国、台湾、フランス）との審査官協議を実施した。</p>
<p>資料の所在</p>	<p>○拒絶理由通知書等の記載様式に関する取組について（上記 G 関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kyozetsu_kisaiyoushiki.html">https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/kyozetsu_kisaiyoushiki.html</a></p> <p>○DX時代における特許審査官とのコミュニケーション（上記 H 関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tokkyo_communication.pdf">https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/tokkyo_communication.pdf</a></p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか <b>⑦ 品質検証のための取組</b>
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	<p>評価項目⑥の冒頭に示すように、特許庁では、特許審査の取組を計画し、上半期末にその実施状況をレビューするとともに年度末に最終的な達成状況を評価し、翌年度の取組の策定に活用している。</p> <p>以下、2024 年度に計画し、実施している特許審査の品質向上のための取組のうち、主なものを示す。</p> <p><b>A) 品質監査</b></p> <p>審査官による処分等の一部は、決裁者による決裁後かつ出願人・代理人への発送前に無作為抽出され、品質管理官による監査を受ける。品質管理官は、無作為抽出された処分等が法令・指針等に沿っているかどうかを内部文書として定めたガイドラインに従ってチェックし、その結果を当該処分等を担当する審査官が属する審査長単位の審査長等にフィードバックする。審査長等は、このフィードバックに基づき、必要に応じて審査官に対して指導等を行う。</p> <p>品質監査の対象案件は、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知、拒絶査定、FA 特許査定、SA 以降特許査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書、それぞれ 500 件（計 3,000 件）程度である。</p> <p><b>B) 審査の質についてのユーザー評価調査</b></p> <p>審査の質の現状や審査の質に対するユーザーのニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的としてユーザー評価調査を毎年実施している。対象ユーザーは、前年度の審査の質等について満足・比較的満足・普通・比較的不満・不満の 5 段階で満足度を評価するとともに、意見や事例等を回答する。寄せられた意見や事例等は審査の質の向上に役立てている。特に個別案件について回答が寄せられた場合は、回答内容を分析し、担当審査室・審査官へフィードバックしている。</p> <p>2024 年度の調査を 4 月～6 月に実施し、721 者へ回答を依頼し 601 者から回答を得た。国内出願における全体評価は「普通」以上の評価の割合が 97.4%（昨年度 96.6%）、「比較的満足」以上の評価の割合が 60.9%（同 61.1%）であった。PCT 出願における全体評価は、「普通」以上の評価の割合が 96.8%（同 97.1%）、上位評価割合が 59.4%（同 63.7%）であった。</p> <p>「判断の均質性」に関して特に不満足意見が多く、また、相対的な評価が低かつ全体評価への影響が大きいことから、これを優先的に取り組むべき項目とした。</p> <p><b>C) ユーザー等との意見交換</b></p> <p>品質管理室では、知財関連団体及び代理人団体と定期的に意見交換を実施し、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒアリングを行い、審査の質の検証のための材料としている。（2024 年度の意見交換の実績は評価項目⑩の B を参照）</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑦

	<p><b>D) ホームページでの意見受付</b></p> <p>審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見を通年で受け付けている。</p> <p>意見受付により何らかの不備の存在を把握した個別の案件については、当該不備が生じた主たる原因等の分析を行うとともに、分析した事例を取りまとめ、その予防策の検討に活用している。また、受け付けた意見については、回答者の同意の下、担当審査官へフィードバックしている。</p> <p>2024 年 4 月~12 月に特許庁ホームページ、電子メール、電話等から受け付けた意見は 24 件（昨年同期 21 件）あった。庁側の対応が不適切と確認されたものについては、回答者の同意の下、担当審査官へ注意喚起し、是正を促す等の対応を行っている。</p>
	<p><b>E) 内外乖離案件、内々乖離案件等の分析</b></p> <p>特許庁では、特許庁と他庁に共通して出願されたものであって、特許庁と他庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。また、国際調査報告及び国内出願の特許審査の双方を特許庁が行ったにも関わらず、サーチ・審査結果の相違（内々乖離）がある出願等の状況をモニタリングしている。</p>
<p>資料の 所在</p>	<p>○審査の質についてのユーザー評価調査報告書（上記 B 関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html">https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html</a></p> <p>○審査の質の向上のための御意見受付（上記 D 関連）  <a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html</a></p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑧

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
評価の目的及び観点	⑧ 審査の質の分析・課題抽出 審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

**(分析方法)**

審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題を抽出している。

※分析は審査室単位で実施

**(特許庁内部での評価に基づく分析)**

**A) 決裁及び決裁前のチェックを通じた分析**

評価項目⑥の取組A及びBに関連し、統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改訂するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報を蓄積することで、典型的な誤りについての分析をしている。また、決裁時に特にチェックが必要と管理職が判断した案件について行われた決裁前チェックの結果は分析し、その有効性を検証している。

**[分析から抽出された課題]**

2023年度の決裁前のチェック結果の分析を行った結果、特許査定の際の精査の結果において問題が指摘された案件の多くでサーチ漏れが指摘されており、質の高い審査のため、サーチの質向上が課題として抽出された。これを受け、サーチ研究の実施等、サーチスタイルの深化・浸透を図っている（評価項目⑥のE参照）。

**B) 協議の記録を通じた分析**

評価項目⑥の取組Cに関連し、審査官が協議の際に使用したチェックシートの結果情報から、審査プロセスにおける課題の所在を分析し、また、当該分析に基づき、協議についての課題を抽出している。

**[分析から抽出された課題]**

## 各評価項目についての特許審査の実績・現況等

## 評価項目⑧

2023年度のチェックシートの結果情報では、協議対象となる案件の半数近くがサーチの方針策定の困難性や対比・判断の困難性という観点から選ばれており、サーチや対比・判断に関する課題の解決のために協議が活用されていることが確認された。また、かかる結果を踏まえて2024年度の必須協議対象を決定し、協議環境の整備を行った。

## C) 品質監査を通じた分析

評価項目⑦の取組Aに関連し、起案種別（最初・最後拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定及び国際調査報告）ごとの監査において、それぞれの課題を分析している。また、品質管理官が作成した品質監査に関するレポートにより、各審査部及び各技術単位における質に関する課題を抽出できるようにしている。

## [分析から抽出された課題]

2023年度の品質監査の結果及び品質監査に関するレポートでは、PCT、最初の拒絶理由通知、最後の拒絶理由通知において、その他の起案種別よりも問題点が多く指摘されており、その要因として「認定・判断の誤り」と「サーチ漏れ」が主に挙げられていた。また、特許査定においても、不備の主な要因として「サーチ漏れ」が挙げられていた。質の高い審査のため、サーチや認定・判断が課題として抽出され、サーチ研究の実施（評価項目⑥のE参照）、協議の促進（評価項目⑥のC参照）等の取組に繋がった。また、特に指摘の多かった「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて、2024年度は、品質管理室において増員した調査員（評価項目⑤のC参照）を活用し、起案チェックを試行的に実施している。

## D) 内外乖離案件、内々乖離案件等の分析

評価項目⑦の取組Fに関連し、要因分析を通じた課題抽出を行っている。

## [分析から抽出された課題]

2023年度の内外乖離案件の分析では、他庁の国内段階において新規性・進歩性を否定する文献が提示されている要因として、国際段階でのサーチ不足が挙げられた。また、内々乖離分析では、国内出願の審査において新たな文献が追加されたケースが多く見られ、国際段階でのサーチ漏れ防止と適切な認定・判断の重要性が改めて確認された。これらの分析により、質の高い審査のため、サーチ及び認定・判断の質向上が改めて課題として抽出された。

## (特許庁外部での評価に基づく分析)

## E) ユーザー評価調査結果等の外部評価・意見に基づく分析

評価項目⑦の取組Dに関連し、ユーザー評価調査においては、ユーザーから得た評価を統計的に分析して課題を抽出するとともに、当該調査等を通じて寄せられた個別事例について分析を行っている。

## [分析から抽出された課題]

2024年度調査の結果、昨年に引き続き判断の均質性について優先的に取り組むべきとの見解を得た。特に、進歩性やサポート要件・実施可能要件において判断のばらつきがあるとの意見が寄せられており、これらの判断において均質性向上を図る必要があるとの課題が抽出された。これを受け、協議の推進（評価項目⑥のC参照）や均質性の状況を可視化するデータツールの整備（評価項目⑥のJ参照）を進めるとともに、寄せられた個別事例の分析等を通じて、均質性に関して不満が生じるケースを探っている。

## F) 審判関連データの分析

審判請求や特許異議の申立に関する情報や審決情報を含む審判関連データ及び拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集し、審査長単位に提供している。審査長単位では、対応部門との意見交換会も活用しつつ審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析を行い、特許審査の現状・改善すべき点を把握している。

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑨

<p>評価項目名</p>	<p>II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか                  (2) 継続的改善が適切に実施されているか                  ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①~⑤）の改善状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>評価項目①~⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p><b>(①~②の改善状況)</b>                  品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、適切な管理を継続するとともに以下の通り必要な改訂や見直しを適時行っている。  <b>&lt; 審査基準・審査ハンドブック &gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2024 年 5 月改訂) 特許出願非公開制度の運用開始に伴う改訂</li> <li>・ (2024 年 6 月改訂) 審査ハンドブックに「原出願が審判係属中の分割出願に対する審査の中止」の項目を追加</li> </ul> <b>&lt; PCT 国際調査及び予備審査ハンドブック &gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (2024 年 7 月改訂) PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインへの参照箇所の追記</li> </ul> <b>(③の改善状況)</b>                  品質管理の基本原則等について意見交換を通じた制度ユーザーへの公表、また研修等を通じた職員への周知を継続して実施している。  <b>(④の改善状況)</b>  <b>&lt; 審査実施体制 &gt;</b>                  審査着手時期のばらつきを抑え、着実な審査業務管理を行うため、2024 年度は審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行うことで、適切な案件配分となるよう調整を行った。また、世界最高水準の審査実施体制とすべく、2024 年度は生成 AI 検討チームを発足し、審査業務における生成 AI の利用可能性を検討している。  <b>&lt; 先行技術文献調査事業 &gt;</b>                  「補充型」検索外注や「事前指示型」の検索外注など、限られたリソースの中で効率向上を目的とした形態での外注を計画し実施している。また、検索外注の品質・効率のさらなる向上のため各種方策を検討している。  <b>&lt; 先端技術への対応 &gt;</b>                  AI 関連発明への対応として、AI 関連技術について研修・助言を行う AI アドバイザー（外部有識者）を設置するとともに、AI 関連技術に関する新規の仮想事例の追加・公表を行っている。また、今後の進展が予想される技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。  <b>(⑤の改善状況)</b>                  品質管理体制のさらなる充実化のため、品質管理室における調査員を新たに 4 名増員し、40 名の体制とした。加えて、品質監査等の品質管理業務における生成 AI の利用可能性について検討した。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑩

<p>評価項目名</p>	<p>II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか                  (2) 継続的改善が適切に実施されているか                  ⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p><b>(⑥の改善状況)</b>                  &lt; 審査官間の協議 &gt;                  審査官同士の協議をより効果的なものとするに加え、審査官の自発的な協議をより推進するため、協議の工夫等を紹介する Tips 集を作成するとともに、他の審査室からの協議に積極的に協力する担当審査官を審査室毎に設けるなど、審査官同士の活発な議論・情報交換を促している。かかる取組の結果、2024年4月～12月には全体で21,592件の協議が実施され、昨年同期の実績(18,126件)を上回った。</p> <p>&lt; 先行文献サーチ &gt;                  効率的かつ高品質なサーチを実現すべく、近年サーチスタイルの変革を行う中、2024年度はサーチ研究の実施、サーチに関する統計情報の提供、サーチツールの研修動画の提供等を行った。</p> <p>&lt; 拒絶理由通知書等の起案 &gt;                  起案のイノベーションを進めるべく、ユーザー・審査官からの意見聴取等を行いながら、分かりやすい起案形式の検討を行っている。</p> <p>&lt; 面接・電話対応 &gt;                  面接・電話対応の改善・充実化を目的として、面接・電話対応についてのユーザーアンケートを試行的に実施。個々のアンケート結果について審査室・審査官へフィードバックを実施するとともに、アンケートで得られた意見等を今後の品質向上施策の検討に活用している。</p> <p>&lt; 品質関連情報の審査官への提供 &gt;                  品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を支援すべく、取得可能なデータの種類を拡大したツールを開発し、審査官への提供を行うとともに、ツールの視認性、操作性等の改善に向け開発を継続している。</p> <p><b>(⑦・⑧の改善状況)</b>                  品質検証のための取組について昨年度と同様の取組を継続して実施したほか、審査の質の分析・課題抽出により得られた結果に基づき各種取組の改善を図っている。特に品質監査において「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて指摘が多かった点を踏まえ、品質管理室において増員した調査員を活用し、起案チェックを試行的に実施している。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

<p>評価項目名</p>	<p>Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信</p>
<p>評価の目的及び観点</p>	<p>審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。</p>
<p>実績又は現況</p>	<p><b>A) ホームページ等を通じた情報発信</b>                  特許庁ホームページにおいて、審査品質管理に関するページを掲載し、情報発信を行っている。                  審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明するとともに、小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページに掲載し、情報発信を行っている。                  また、審査の質についてのユーザー評価調査に関し、報告書をホームページにて掲載するとともに、各種広報誌等を通じて情報発信を行っている。                  さらに、2024 年度は、面接・電話対応についてのユーザーアンケートの結果（評価項目⑥の H）を特許庁ホームページに公表した。</p> <p><b>B) 意見交換会における情報発信</b>                  ユーザーとの意見交換の場で、特許庁における品質管理関連の取組についての情報発信及び質疑応答を通じ、相互の信頼関係の構築に努めている。                  特許審査部門においてはユーザーとの意見交換（企業コンタクト）を定期的実施しており、2024 年 4 月～12 月実績は計 124 件で、国内 100 件（うち中小企業 17 件）、海外 24 件であった。（昨年同期は計 144 件で、国内 130 件（うち中小企業 25 件）、海外企業 14 件）。                  また、品質管理室では知財関連団体及び代理人団体と定期的に意見交換を実施しており、2024 年 3 月、9 月に計 4 件開催した。さらに、2024 年度は欧州のユーザー団体と審査の品質をメインテーマに意見交換を実施し、JPO における品質管理関連施策の紹介を通じ信頼醸成を図った。</p> <p><b>C) 国際会合等における情報発信</b>                  国際会合等に参加し、JPO の品質管理システムについて情報発信することで、JPO の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。                  2024 年度の国際会合の主なものは以下のとおりである。                  ・ PCT 国際機関（PCT-MIA）会合、品質サブグループ会合（2024 年 10 月）                  ・ 三極長官会合（2024 年 10 月）                  ・ 日 ASEAN 特許専門家会合（2025 年 2 月予定）                  ・ WIPO 特許法常設委員会（SCP）（2024 年 10 月）</p> <p><b>D) 国際審査協力を通じた情報発信</b>                  海外（特に新興国）の知的財産庁の職員（主に特許審査官や品質管理担当者）に対して、審査官の派遣及び受入、品質管理担当者を含む実務者の派遣及び受入、研修の実施等を利用して、JPO の品質管理システムを紹介することで、特許庁の品質に関する理解、プレゼンス向上を図るとともに、相互の信頼関係の構築に努めている。                  2024 年度の主な実績は以下の通り。</p>

各評価項目についての特許審査の実績・現況等

評価項目⑪

	<p><b>&lt; 研修等の実施 &gt;</b></p> <p>バングラデシュ、ブラジル、カンボジア、インドネシア、ケニア、ラオス、マレーシア、フィリピン、ルワンダ、タンザニア、タイ、チュニジア、トルコ、ベトナム、OAPI の知的財産庁で特許審査業務を管理する職員を対象に、特許審査マネジメントや品質管理等に関する研修を実施（7 月）。また、新興国の知的財産庁で特許審査実務を行う職員を対象に、審査実務や品質管理に関する研修を実施（9 月～12 月）。</p> <p><b>&lt; 新興国の品質管理システム構築の支援等 &gt;</b></p> <p>カザフスタン知的財産庁に対し、JPO の品質管理システムについて情報提供を行った（5 月）。</p> <p>インドネシア知的財産総局に対し、2023 年度より独立行政法人国際協力機構（JICA）による品質管理システム構築の支援が行われているところ、JPO の品質管理システムについて情報提供を行った（6 月）。</p> <p>シンガポール知的財産庁と双方の品質管理体制について意見交換を行った（9 月）。</p> <p><b>E) 海外の特許庁との協力を通じた情報発信</b></p> <p><b>&lt; 高度産業財産ネットワーク（AIPN）及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じた情報発信 &gt;</b></p> <p>JPO は、高度産業財産ネットワーク(AIPN)及びワンポータルドシエ(OPD)等を通じて、信頼性の高い JPO の審査結果を英語で他庁に提供して、他庁の審査官に参照してもらうことで、出願人が海外で適切な特許権を取得できるように取り組んでいる。</p> <p>AIPN は、JPO の特許出願の申請や審査に関連する情報（ドシエ情報）を機械翻訳し、他庁の審査官に提供するシステムであり、2004 年にサービスを開始し、2024 年 12 月末時点で 69 の国・機関等へ提供している。</p> <p>OPD は、五大特許庁間で相互にドシエ情報を参照できるシステムであり、2013 年にサービスを開始した。さらに、OPD と、世界知的所有権機関（WIPO）が提供する WIPO-CASE（Centralized Access to Search and Examination）との連携を介して、JPO は、五大特許庁に加え、2024 年 12 月末時点で 35 の国・機関に審査結果を発信している。</p> <p>また、2020 年 12 月には、台湾智慧財産局とのドシエ情報交換を開始しており、台湾智慧財産局に審査結果を発信している。</p> <p><b>&lt; 特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）を通じた情報発信 &gt;</b></p> <p>特許審査ハイウェイ（PPH）は、第一庁（出願人が最初に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPO の提案によって 2006 年に日米間で P P H 試行を開始。以来、その拡大や利便性の向上に取り組んでいる。</p> <p>2024 年 12 月末時点で JPO は 44 庁と PPH を実施しており、JPO の審査結果を他庁に発信している。</p>
<p>資料の所在</p>	<p>○特許庁の審査品質管理（上記 A 関連）</p> <p><a href="https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/index.html">https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/index.html</a></p>